造林事業請負契約書

1 事業名 造林・保安林総合改良整備事業(別役北山1166ろ1林小班外11 下刈作業外1)

2 事業場所 高知県安芸郡東洋町野根 別役北山1166林班ろ1小班外11

3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり

4 事業期間契約締結日の翌日から令和7年1月10日まで

ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり

5 請負金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額

〔注〕 ()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	,	選択条項
X	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代え 等の提供	つる担保となる有価証券	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める	る金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券に	こよる保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締約		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
0	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る	る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

	711			
品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年3月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県安芸市川北乙1773番地6

氏名 分任支出負担行為担当官

安芸森林管理署長 石原 敬史 印

請負者 住所

氏名

印

事 業 内 訳 書

記入	11- 44-TZ	同七 4.2	44 .0. 737	面積	ж /т		樹種・本数		± ₩ #0.88
番号	作業種	国有林名	林小班	(数量)	単位	スギ	ヒノキ	計	- 事業期間
11	下刈 (全刈)	別役北山	116631	3. 36	ha				別途協議
12	下刈 (全刈)	別役北山	116632	4. 37	ha				別途協議
13	下刈 (全刈)	別役北山	116633	2. 78	ha				別途協議
14	下刈 (全刈)	別役北山	1166771	3. 59	ha				別途協議
15	下刈 (全刈)	別役北山	1166172	6. 07	ha				別途協議
16	下刈 (全刈)	別役北山	1166123	4. 57	ha				別途協議
18	下刈 (全刈)	別役南山	11731\4	3. 30	ha				別途協議
19	下刈(全刈) 【人力】	別役南山	1173112	0. 24	ha				別途協議
		小計		28. 28	ha				
3	本数調整伐A	中尾山	2009~	3. 02	ha	37% 875本			自 契約締結日の翌日 至 令和7年1月10日
4	本数調整伐A	大段続山	2078は	2. 33	ha	32% 500本			自 契約締結日の翌日 至 令和7年1月10日
5	本数調整伐A	大段続山	2078は1	3. 33	ha	38% 638本			自 契約締結日の翌日 至 令和7年1月10日
6	本数調整伐A	栃谷	2079は	5. 65	ha	31% 463本			自 契約締結日の翌日 至 令和7年1月10日
		小計		14. 33	ha				
		合計	ı	42. 61	ha				

^{1.} 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。 2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当りの目安伐採本数(本)である。

特 記 仕 様 書

- 1. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
- 2. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点づつ減ずることとする。

事業計画上の考慮事項

造林・保安林総合改良整備事業(別役北山1166林小班外11下刈作業外1)

会社名:

- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- □ 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

事	業	の	手	順	等	0	工	夫	等	
——— 具	体	Z	的	な	実	施	方	.	法	
共	14		#7	<i>γ</i> ξ	夫	旭	<u>力</u>		<u>佐</u>	

(備 考) 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

事業期間の設定・工程管理 造林·保安林総合改良整備事業(別役北山1166林小班外11下刈作業外1)

			_	Ľ	Ŧ	王	表	₹	(年	,	度	5	子)																			
).	覆行	期間			年			月		F	3						<u>/</u> 5	会社	名:	:										
工	程	単位	数量	月]	F]		月		月		,	月		月			月		月		月		月			月			月		借	考
	生	中江	奴 里	上中	一下	上月	下	上	中下	上	中	下.	上口	中门	<u>-</u> F	: 中	下	上	中下	1, -	上中下	上	中	下 _	上中	下	上	中	下	上	中	下	1)H	77
■ 工程管	管理に停	系わる	技術的	所見	•															-														

- 注1. 技術提案をする場合は、必ず「工程管理に係わる技術的所見」欄に提案事項を記載すること。
- 注2. 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記載 すること。
- 注3. 複数年度にわたる事業の場合は、各年度毎に別葉で作成すること。
- 注4. 複数年度にわたる事業の場合は、初年度及び2年度目にあっては毎年度1回以上の部分払(部分検査)を計画し、その時期を明示 すること。また、最終年度(完成年度)は完成払(完了検査)の時期を明示すること。
- 注5. 複数年度にわたる事業においては、年度毎の間伐等予定区域、路網整備予定線及び植付が判読できる図面を添付すること。

発注者が指定した課題への対応

造林・保安林総合改良整備事業(別役北山1166林小班外11下刈作業外1)

会社名:

- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- □ 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 指定課題	複数	数にまた	こがる化	作業現場	場での何	作業効果	率化の]	
項目	具	体	的	な	実	施	方	法

(備 考) 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

作業における品質確保

造林・保安林総合改良整備事業(別役北山1166林小班外11下刈作業外1)

会社名:

- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- □ 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 提案事項	品質	を確信	呆する	ための)作業	方法	等の]	工夫等
項目	ļ	具 体	的	な	実	施	方	法

(備 考) 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

安全確保に向けた対策

造林・保安林総合改良整備事業(別役北山1166林小班外11下刈作業外1)

会社名:

- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- □ 標記の技術提案については以下のとおり提案します。 なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- □ 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

◆ 提案事項	作業	時の	安 全	確保	: KZ	向け	た対	策 等
項目	具	体	的	な	実	施	方	法

(備 考) 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
 - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
 - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障の あるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に 埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を 超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、 その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5 %	4 %	3 %	2 %	1 %

7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

本数調整伐 A 作業仕様書(未選木林分)

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 本数調整伐 A の対象木を標示していない場合は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二股木等の形質不良木等から選木伐採するものとし、標準地又は類似林分の選木状況に準じ、対象木を選木しなければならない。

なお、造林木の生長を阻害しているもの及び造林木の生長を阻害する恐れのある雑 木類は本数調整伐 A の対象とする。

- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 本数調整伐Aの選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく阻害 することのないように留意すること。
- 5 本数調整伐 A の伐採高は、1.2m 以内とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐 倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス 10% とする。
- 9 造林木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難い場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。





















